

## 公務、公務員及び労使関係に関する専門調査会の 検討事項とスケジュール

### 1 検討事項

簡素で効率的な政府における公務の範囲  
それを担う従事者の類型化とそれぞれの在り方  
以上を踏まえた労働基本権を含む労使関係の在り方  
について検討する。

#### 【具体的検討事項】

- ・ 我が国における公務及び公務員の範囲に関する沿革、経緯
  - ・ 我が国における公務の範囲等の現状
  - ・ 簡素で効率的な政府における公務の範囲  
(視点例：民間活動の領域拡大、国民の意識、行政需要の変化、  
公権力の行使、採算性、効率性、企画立案業務と実施業務)
  - ・ 簡素で効率的な政府における公務を担う従事者の類型化
  - ・ 諸外国の公務員法制
  - ・ 公務員の在り方(守秘義務、身分保障、政治的行為の制限など)
  - ・ 勤務条件決定制度の在り方  
(財政民主主義、勤務条件法定主義との関係など)
  - ・ 労働基本権を含む労使コミュニケーションの在り方
  - ・ 職員団体制度の在り方
- 等

## 2 スケジュール

会議は1か月に1回程度の開催を目途とし、議論の過程で、適切な時期にとりまとめ（又は中間とりまとめ）を行う。

なお、行政改革推進本部は、5年の時限設置となっていることも踏まえ検討。

### 行政改革推進本部

- ・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき内閣に設置
- ・ 所掌事務：総合調整と施策の実施の推進
- ・ 構成員：総理を本部長とし、全閣僚を構成員とする。また、本部長の職務を助けるため、副本部長（官房長官、行政改革担当大臣、総務大臣、財務大臣を置く。）
- ・ 設置期間：5年間

## 専門調査会の設置の経緯について

### 1．平成18年1月16日

公務員制度改革等に関する政府と連合との協議（以下「政労協議」という）を開催（政府側からは中馬行革担当大臣、竹中総務大臣、川崎厚労大臣、連合側からは古賀事務局長等が出席、以下同じ。）

- （1）労働基本権については、その付与の可能性も含め、幅広く検討していく必要があることで双方の認識が一致
- （2）連合側より、労働基本権など幅広く議論するための協議の場を設置してもらいたいとの要望

### 2．同年3月20日の政労協議において以下の点について双方の認識が一致

- （1）「労働基本権を付与する公務員の範囲について」検討する場を設置
- （2）この「検討の場」においては、検討期間をあらかじめ限定することなく、これからの公務と公務を担う公務員の範囲・あり方についての総合的な検討を踏まえて基本権のあり方をニュートラルに議論

### 3．同年5月29日の政労協議において「検討の場」の設置に関し以下の点について双方の認識が一致

- （1）行政改革推進法に基づく政令に根拠を置くこと
- （2）簡素で効率的な政府における公務の範囲、それを担う従事者の類型化とそれぞれの在り方、以上を踏まえた公務員の労働基本権を含む労使関係の在り方について検討し、結論を得ること
- （3）委員の構成を学識経験を有する者10～15人程度とすること
- （4）所要の進め、速やかに設置することとし、設置後概ね1ヶ月を目途に第1回会合を開催すること

### 4．同年6月16日、行政改革推進法に基づく行革推進本部令を閣議決定（同月23日施行）。この中で、上記の経緯を踏まえ、専門調査会を行政改革推進本部の下に設置することを規定